

第四節 近世後期の藩政と経済

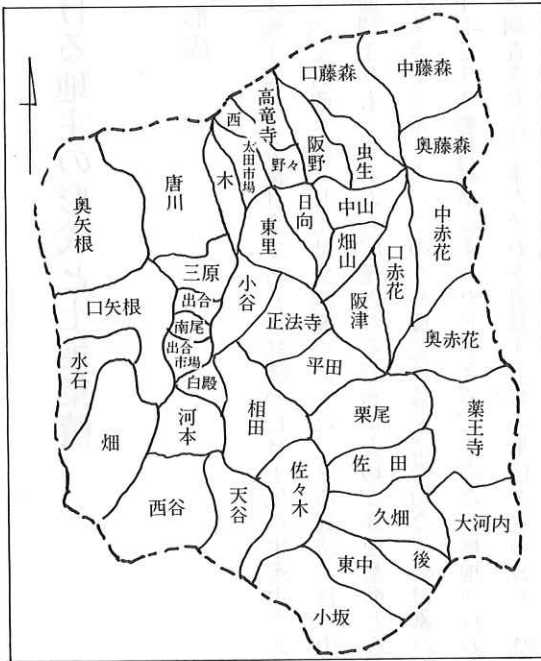
町民俗資料館の一部



豆腐の石臼

宇平  
十平  
庄屋 二郎右衛門  
年寄 徳右衛門  
百姓代 五郎右衛門

近世後期の自然村見取図



兵庫県市町村合併史附図による

## 第五節 近世後期における地主の形成と土地集積

### 一、幕末における地主の形成

封建社会は政治的には領主が土地と人民を支配する地方分権社会であり、経済的には土地の生産力である米と物産に課税し、人には賦役を課すことによつて財政を確立した社会制度であつた。その経済の最も中心をなしたのは領土内における米の生産力で、面積よりも、それから収穫される石高が大切な課税基準となり、それが領地の大きさ財政力、従つて大名勢力の大きさを示した。このため農民は最も基礎的な課税対象の階層となり、封建経済の基盤は、米の生産力を中心とする農村経済にあつたといえる。このため検地が行われて田畑面積が調べられ、検見によつて収穫高が調査された。またそれを計量するキの単位が定められ、時によつて計量単位が変更された。しかし戦中のような封建経済の膨張、その後の支出の膨張のための財政をまかなうためには、五公五民、六公四民等、その生産力の半分以上を税金として取り立てる必要があつた。このような制度のもとでは、中世以来の大高持地主も、零細な土地持ち本百姓も、またその下に隷従して農業を営んでいた傍百姓も、土地をすてて逃散することはあつても、他人の土地を兼併して大地主となることはできなかつた。このような中から、どうして「地主」が発生したか。その鍵を解くものは生産力の発展すなわち反収の増加と、貨幣経済の発展であつたといえる。即ち徳川中期以降になると、土地の移動集中が行わ

れ、封建制度の内部に「地主制」が生れてくることになる。その経済的な根拠は農業技術・灌漑・排水・施肥等による反収の増加で、実際の収穫高と、課税としての貢納高との間に若干とも差がでてきたことにある。したがって大高持地主は、その土地を、土地を持たない傍百姓や水呑百姓に耕作させ、その小作料をとり、その中から税金である貢租を納めても、なお若干の余剰を収得しうるようになった。米の流通経済も盛んとなり、その米を売つても収益を得るようになったため、商業資本も土地を手に入れ、小作させ、その収益を私し得るようになったといえる。このような土地生産力の発展と流通経済・貨幣経済の発展は近世後期に入つて農地の流動性を高め、中小地主の土地兼併、城下町等の商人資本の土地購入を促進する契機となつた。但東町では、大規模な藩営の開こんや開拓を行う余地はなかつたから、貢租は過重されていった。その中の土地集中はまとまつて貢納が確保されるため、藩主にとつても都合で、地主の成立を歓迎こそすれ、禁止したり、抑圧する必要はなかつた。大名領主にとつては必要な貢租さえ確保されるならばそれでよかつたといえる。

このような経済的な根拠から、出石郡の三宅村の場合でさえ元禄一〇年(一六九七)頃になると、豊岡出石町人など、他村よりの入作支配が半を占めるようになってきている。

しかしそれが寛政期に入ると姿を消し、森尾村の源太夫を中心とする地主層への集中が始まつてきている。これは他町の商人資本よりも、地元新興地主の優位性が確立されてきたことを示す。その原因は自給経済の崩壊・貨幣経済の農村滲透による現金支出の増大、貢租過重、水害不作等による貢租不能、零細自作農民の現金収入の過小による生活費不足を来たし、そのための農地担保、質入れ等のための地元の中小新興地主よ

りの借財、その負債不返還、入質期限到来による土地取上げを通して土地の兼併集中が行われてくるようになったといえる。これが徳川末期における封建制下の大地主形成の一般的な型とみられている。

平尾源太夫は元禄期(十七世紀末)以降幕末(一八六七)に至るまでに、田畑累計二〇七町歩を集積し、但馬最大の地主となったのであるが、その土地集積の過程は、一つの典型的な事例を示している。これらの集中は殆んど土地売買流質によるもので、しかも元禄以来幕末までのこれら土地売買流質証文は、実に一、一〇〇通に達し、その大半が「御年貢米に差詰」つての永代譲渡である。また、これらの名目による売買が、出石藩によつて公認されていたことをも示している。(『神美村誌』一九四頁)

## 二、矢根大石家の形成と地代・利潤の集積

但東町は三宅村のような広い水田はなく、出石川に沿つて水石、寺坂地区に若干のまとまった水田が見られるに過ぎない。したがつて平尾家のような土地集積はみられないが、これらの水田を中心に藩末の大地主として矢根の大石藤兵衛の場合がみられる。大石藤兵衛は米屋を営み、更に「生野銀山の山師丹波屋」と結ぶことによつて、郷土的名主層の手作経営でなく、貸付貨幣資本家として貨幣を集中し、土地を集積しているのである。

大石家の家系図によれば、大石家は城崎郡小田井大社の神主家系で、天正年中(一五七〇)肥後守重信が矢根に移り住んだと記されている。この小田井神社は現在豊岡市に現存しているが、山名氏の崇敬を受けた神社であった。しかし元龜・天正の間兵火に見舞われ、やがて山名氏が亡び、豊臣秀吉の神領没収となり、祠官は

第五節 近世後期における地主の形成と土地集積

図表29 元禄以降合橋村庄屋・年寄名簿(1)

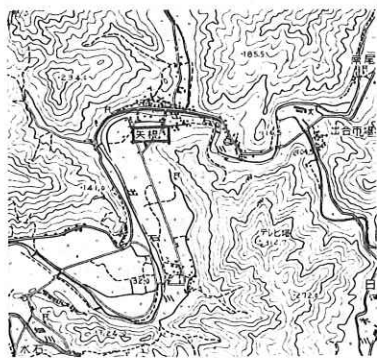
年代	西暦	庄屋名	年寄名
元禄〇	一六九〇	彦右衛門	二郎右衛門・九兵衛
〇二	一六九二	〃	治郎右衛門
正徳五	一七二五	仁右衛門	〃
享保一	一七六〇	〃	彦右衛門
〇二	一七六二	重右衛門	〃
〇六	一七〇二	〃	久太郎
〇七	一七〇三	重右衛門	治郎右衛門
〇九	一七〇五	〃	彦右衛門
〇二	一七〇六	重右衛門	〃
〇三	一七〇七	〃	彦右衛門・久太夫
〇四	一七〇八	重右衛門	〃
〇七	一七一一	〃	彦右衛門
〇八	一七一二	〃	彦右衛門
〇九	一七一三	〃	彦右衛門
一〇	一七一四	〃	彦右衛門
元文二	一七五七	〃	彦右衛門
〇五	一七五五	〃	彦右衛門
〇八	一七五八	〃	彦右衛門
寛保一	一七四〇	〃	彦右衛門
〇二	一七四一	〃	彦右衛門
〇三	一七四二	〃	彦右衛門
〇四	一七四三	〃	彦右衛門
〇五	一七四四	〃	彦右衛門
〇六	一七四五	〃	彦右衛門
〇七	一七四六	〃	彦右衛門
〇八	一七四七	〃	彦右衛門
〇九	一七四八	〃	彦右衛門
天明一	一七八〇	〃	彦右衛門
〇四	一七八四	〃	彦右衛門
寛延三	一七五〇	〃	彦右衛門
寛曆一	一七五二	〃	彦右衛門
〇二	一七五三	〃	彦右衛門
〇三	一七五四	〃	彦右衛門
〇四	一七五五	〃	彦右衛門
〇五	一七五六	〃	彦右衛門
〇六	一七五七	〃	彦右衛門
〇七	一七五八	〃	彦右衛門
〇八	一七五九	〃	彦右衛門
〇九	一七六〇	〃	彦右衛門
一〇	一七六一	〃	彦右衛門
一三	一七六四	〃	彦右衛門
一四	一七六五	〃	彦右衛門
一五	一七六六	〃	彦右衛門
一六	一七六七	〃	彦右衛門
一七	一七六八	〃	彦右衛門
一八	一七六九	〃	彦右衛門
一九	一七七〇	〃	彦右衛門
二〇	一七七一	〃	彦右衛門
二一	一七七二	〃	彦右衛門
二二	一七七三	〃	彦右衛門
二三	一七七四	〃	彦右衛門
二四	一七七五	〃	彦右衛門
二五	一七七六	〃	彦右衛門
二六	一七七七	〃	彦右衛門
二七	一七七八	〃	彦右衛門
二八	一七七九	〃	彦右衛門
二九	一七八〇	〃	彦右衛門
三〇	一七八一	〃	彦右衛門
三二	一七八三	〃	彦右衛門
三三	一七八四	〃	彦右衛門
三四	一七八五	〃	彦右衛門
三五	一七八六	〃	彦右衛門
三六	一七八七	〃	彦右衛門
三七	一七八八	〃	彦右衛門
三八	一七八九	〃	彦右衛門
三九	一七九〇	〃	彦右衛門
四〇	一七九一	〃	彦右衛門
四一	一七九二	〃	彦右衛門
四二	一七九三	〃	彦右衛門
四三	一七九四	〃	彦右衛門
四四	一七九五	〃	彦右衛門
四五	一七九六	〃	彦右衛門
四六	一七九七	〃	彦右衛門
四七	一七九八	〃	彦右衛門
四八	一七九九	〃	彦右衛門
四九	一八〇〇	〃	彦右衛門
五〇	一八〇一	〃	彦右衛門
五二	一八〇三	〃	彦右衛門
五三	一八〇四	〃	彦右衛門
五四	一八〇五	〃	彦右衛門
五五	一八〇六	〃	彦右衛門
五六	一八〇七	〃	彦右衛門
五七	一八〇八	〃	彦右衛門
五八	一八〇九	〃	彦右衛門
五九	一八一〇	〃	彦右衛門
六〇	一八一〇	〃	彦右衛門
六二	一八一三	〃	彦右衛門
六三	一八一四	〃	彦右衛門
六四	一八一五	〃	彦右衛門
六五	一八一六	〃	彦右衛門
六六	一八一七	〃	彦右衛門
六七	一八一八	〃	彦右衛門
六八	一八一九	〃	彦右衛門
六九	一八二〇	〃	彦右衛門
七〇	一八二一	〃	彦右衛門
七二	一八二三	〃	彦右衛門
七三	一八二四	〃	彦右衛門
七四	一八二五	〃	彦右衛門
七五	一八二六	〃	彦右衛門
七六	一八二七	〃	彦右衛門
七七	一八二八	〃	彦右衛門
七八	一八二九	〃	彦右衛門
七九	一八三〇	〃	彦右衛門
八〇	一八三一	〃	彦右衛門
八二	一八三三	〃	彦右衛門
八三	一八三四	〃	彦右衛門
八四	一八三五	〃	彦右衛門
八五	一八三六	〃	彦右衛門
八六	一八三七	〃	彦右衛門
八七	一八三八	〃	彦右衛門
八八	一八三九	〃	彦右衛門
八九	一八四〇	〃	彦右衛門
九〇	一八四一	〃	彦右衛門
九二	一八四三	〃	彦右衛門
九三	一八四四	〃	彦右衛門
九四	一八四五	〃	彦右衛門
九五	一八四六	〃	彦右衛門
九六	一八四七	〃	彦右衛門
九七	一八四八	〃	彦右衛門
九八	一八四九	〃	彦右衛門
九九	一八五〇	〃	彦右衛門
一〇〇	一八五一	〃	彦右衛門



離散してしまつた。この時代は前述但東町虫生の金蔵山金蔵寺滅亡とほぼ時を同じくしている。(本文八九頁参照) 大石氏はこの神社の祭りを奉じていたが、矢根の賀茂社領並びに山名氏との関係のあつた家城掃部を頼つてここに移住し、家城六郎左衛門の娘を妻とし、大石家の総本家に当る惣左衛門を生んだとされている。この家城家は矢根に今もなお残っており、総本家の墓地には重信が天正五年(一五七)歿したことが記されている。

大石藤兵衛は惣左衛門から分れた重右衛門を初代とする家系で、享保一九年(一七四)米庄屋を勤めている。大石家文書により、元禄一〇年(一六六)以来のこの村の庄屋と年寄名を表示してみれば(図表29)である。また天明五年(一八二)から明治二年までの庄屋名簿は(図表30)のようである。

また初代重右衛門は「米屋重右衛門」と享保九年(一七三)の「大福萬付込俵納帳」に記せられており、米屋を営んでいたことが知られる。この庄屋名簿によつて知られるように、初代藤兵衛は一名金谷藤兵衛ともいい、二代目藤兵衛は安永九年(一七九)まで庄屋を勤めた。四代目藤兵衛は一堂と号し、本家から養子に迎えられ文政二年(一八九)庄屋をつとめ、この代に土地を集積し、諸事業へ参加し、大井堰(現存)百間土手(野尻に現存)の構築等を行い、郡内でも屈指の勢力家になり上つた。京都大学人文科学研究所の資料によつて、初代以来の縁組関係と、その主要事績を一表にまとめたものを示せば次表のようである。



矢根周辺地図

図表31 大石家縁組関係及び主要事績一覧

年 代	当家の代	縁 組 関 係			主 要 事 項
		本 家	当 家	そ の 他	
寛保3 (1743) ↓	初 代	第2代	①	高橋村佐田 中島太郎左衛門娘	本家2代目藤兵衛は、四男（後当家2代目）を連れて隠居し、その四男をして当分家を創めしむ。家系上、この藤兵衛を初代とす。 明和6(1769)4代目一堂生る
明和8 (1771) ↓	2 代 幼名 友右衛門	第2代 四男	②	合橋村 角与兵衛娘 次男 → 神美村森尾 平尾源太夫養子玄通 (安永2～天保15)	次男大十郎、平尾家6代目となり、玄通と称す。 安永2(1773)5代目義知生る。天明4(1784)初代歿 天明4長男天死した為、長女の許へ、本家政右衛門の長男武平治養子として来る（第3代目）
天明8 (1788) ↓	3 代 幼名 武平治	第3代 政右衛門 長男	③	2代 長女	当主また早世「無拵」く本家丈助の長男来り第4代目を継ぐ、一堂と称す。 文化5(1803)3代目歿
文化6 (1809) ↓	4 代 英政・盈 政	第4代 一堂 文助 長男	④	2代 次女 4代 長女	一堂の事績として、土地集積顕著なるものあり。出石川に堰を設け、水利に関し部落民のためにも貢献す。又茶道の趣味あり、晩年書画骨董の蒐集あり。且つ家訓を遺す(平尾6代天保8丁酉夏4月玄通居士識行年65歳)文化10(1813)2代目歿
弘化1 (1844) ↓	5 代 義知 幼名 五郎治・ 五右衛門	7代 7代 (後妻)	⑤	4代 次男 長女 → 合橋村 浅沼七五郎 次女 → 坪屋 末子 → 大石藤助養子	4代目次男当主となる。家の新築並に火事あり。当代末期より、次代の初めにかけて、日高町江原河本某なる番頭により、家産の乗取りが行われ、訴訟事件起る。 安政3(1856)4代目歿88歳 安政5(1858)5代目歿86歳
安政6 (1859) ↓	6 代 政用 幼名 幾之助	8 代	⑥	5代 長男 → 神美村森尾 平尾源太夫娘 次女 → 日高町彌布 長谷川丈右衛門 三女 → 神美村三宅 平尾学治郎 末子 → 城崎町 西村六右衛門養子	訴訟事件に1代を終始、訴訟費用として主として上夜久野村の土地売却す。その間、盜賊に見舞る。次男、朝鮮の商売、株に失敗す。末子油筒屋旅館を経営し、震災後復興のため6代目は家屋敷を抵当に借金復活せしむ。明治23家系図調製。 明治26(1893)6代目歿51歳



問題は近世の徳川末期にこの但東町の大石家が、どのようにしてこのような大地主となり、土地を集積したか、である。

大石藤兵衛は享保年間既に米屋を営み、前述「萬付込俵受納帳」によると、享保九年(一七四)より、元文五年(一七四〇)までの僅か一四年間に一、二一五石余の米を売り「四つ宝銀」にして一二六貫余の銀を売っている。これは年平均にして米七〇石、四つ宝銀七貫余を売ったことを意味している。この仕入先は、自家手作り米、小作人よりの年貢等である。また一部は出石藩の米も売ったようである。それは「天保一四歳、御米金銀出入仙石様御館入帳」によっても知られる。当時出石藩は幕末諸藩が経験した一般的財政困難に加え、いわゆる仙石騒動を起し、当時石高六七、八八七石のところ、幕命により天保七年(一八三六)三万石を据置かれ、三七、八七七石余を公儀へ取上げられた。(桜井勉「乙未記事」)この財政窮乏のため大石は出石藩産物会所を通じ、米、金銀売買、利貸活動を行い、財政を援助しそのため苗字帯刀を許され三人扶持を頂いていた。またその手作り小作米は郡内外の米屋や酒造業者に売られた。この米を売って水田を買った。それは元文五年より始まる「高散田村帳」に、

享保二年	米一石五斗	四つ宝一貫九五〇匁	田買い
〃 三年	米四石	〃 三六〇匁 (一六〇)	〃
〃 七年	米四〇石	〃 六貫四〇〇匁 (一五五)	〃
〃 八年	米二九石一斗五升	〃 三貫二六四匁	〃

等とあるのを見ても知られる。また「米売払帳」によると、明和八年(一七七二)以降の販売数量と代価は次表

図表32 大石家米売払状況

家代数	年	数量	価額	平均石当
II	明和 8	石 25,200	匁 1,260	匁 50
	天明 7	25,762	2,395	93
III	文化 5	63,310	4,115	65
IV	天保 14	229,205	13,065	57
VI	安政 6	246,387	30,798	125

表注 価額は銀（4つ宝）

のようである。

このように米を郡内外の米屋や酒造業者に売って金に代え、それで田を買っている他、貢納や天災時の貢租立替え、村債立替え等によつて土地の兼併と集積を行っていることが知られる。

当時のこの地方の年貢は「口矢根・奥矢根貢租率調」でも明らかにされているように、貢租分四五%、地主取分三%、小作人取分二〇%となり、五公五民より軽く四五%貢納でも、小作人の手取りは僅か二〇%であった。しかも生野・奥矢根の銀山より銀が産出され、銀貨が通用するようになつてからは、貢租の銀納が行われ、天明七年（一七六七）の「散田帳」には、太田市場・木村の銀納が見られる。米不足は上納銀の不足を来たし、土地を担保に入れ、入質して上納銀を納める必要があり、それが担保流質田を多く地主に集積することとなつた。また太田川の沿岸にあるこの地方はよく水害に見舞われ、その災害復旧、治水費の百姓中負担は個人又は村方の負債となり、それが返済できぬ

図表33 土地の買入・流質調

当 家 代 数	年 代	年 数	件 数	田畑買入 流 質 総 面 積	内 訳				譲渡人 延人数	1人当り 田畑譲渡 面 積
					田	畑	山林	宅地		
分 家 以 前 I II III IV V VI	元禄6～寛保2 (1693～1742)	50	56	反畝歩 41. 0.11 (14. 7. 6)	反畝歩 38. 3.23	所 2. 6.18	所 6	歩 15 2所	人 38	反畝 1. 1
	寛保3～明和7 (1743～1770)	28	53	20. 4.15 (12. 5. 0)	16. 1.29	4. 2.16	7	—	50	0. 4
	明和8～天明7 (1771～1787)	17	14	6. 6.29 (5. 1.20)	5. 8.18	8.11	1	—	14	0. 5
	天明8～文化5 (1788～1808)	21	23	19. 9. 9 (4. 3.14)	19. 2. 6	7. 3	—	—	27	0. 4
	文化6～天保14 (1809～1843)	35	64	119. 1.23 (21. 0. 6)	109. 5.20	9. 6. 3	19	反畝歩 1. 2.15	37	3. 2
	弘化1～安政5 (1844～1858)	15	33	121. 6.28 (4. 0. 0)	115. 8.12	5. 8.16	5	—	22	5. 5
安政6～明治2※ (1859～1869)	11	13	7. 8.18 ( 9.18)	6. 8.25	9.23	—	—	15	0. 5	
合 計		177	256 04	336. 8.13 (62. 7. 4)	311. 9.13	24. 9. 0	38	2所 1. 3. 0	203	1. 7

備考 件数欄の ( ) 内数字は、該数に含まれている質流地証文の件数を示す。  
 田畑買入、流質総面積欄の ( ) 内数字は、当村分を示す。  
 ※ 第VI代は、明治26年(1893)までであるが、今明治2年までをとる。

場合は、それらを立替えた地主に担保の土地が集積されていった。天保九年(三三)奥矢根村は銀山への出稼ぎが多く年貢米の生産が少なく、生野丹波屋又右衛門に無心して銀納立替払を頼み、その引請人として藤兵衛が選ばれている。右引当高一二石二斗五升三合、小前散田帳之通相渡し、代銀延引の節は「右地所売払正銀急度相立申可」とし、「万々一間違候節は、惣村高へ割合仕り、銀立とする」ことが約されている。これによつても、村貸しが行われ、それらを通じても土地の兼併が行われたことが知られる。

四代目藤兵衛一堂は、その他出石の産物会所に關係し、出石焼に参画、酒造権を掌握し生糸売・柔売等を行うと共に、銀売りすなわち「金銀貸方」によつても財産を蓄積していった。森尾の源太夫には及ばないが、矢根大石家の土地の買入、流質調をみれば上表のようである。ただし、元禄六年(一

図表34 散田預高調

時 期 地 域	分家以前	I		II		III	IV		VI	
	元文2 (1740)	寛保3 (1743)	明和8 (1771)	天明7 (1787)	文化5 (1808)	文政1 (1818)	天保14 (1843)	安政6 (1859)	明治2 (1869)	
合 計	279.677	314.079	383.126	246.678	263.777	282.947	571.016	620.433	581.249	
手 作 地	27.107	①27.107	33.170	20.130	18.735	17.955	23.790	22.100	22.565	
口 矢 根 野 尻 橋	47.372 4.950	47.372 9.980	55.572 39.700	35.215 23.115	35.125 28.625	50.285 33.580	81.585 41.880	72.505 39.860	68.878 19.220	
奥 矢 根	—	—	20.320	14.510	14.000	12.960	3.150	16.060	9.510	
西 谷	—	—	—	—	—	—	—	9.510	9.510	
畑	18.100	26.075	23.540	26.456	25.534	26.456	25.830	84.880	87.080	
天 谷	—	—	—	—	—	—	3.650	—	—	
河 本	—	—	—	—	—	—	10.200	—	—	
佐 々 木	25.320	25.320	36.920	—	—	{ ②0.850 36.070	0.850	0.850	0.850	
相 田	16.730	16.730	—	—	—	—	—	—	—	
小 谷	22.680	36.288	51.540	2.320	2.320	2.320	4.970	4.970	4.970	
南 尾	20.280	23.400	—	—	—	—	—	—	—	
出 合	15.490	15.610	—	—	—	—	—	—	—	
市 場	9.080	9.080	8.220	10.038	10.038	10.038	—	—	—	
唐 川	—	—	—	—	—	—	90.534	75.824	75.824	
寺 坂 桐 野	—	—	—	—	11.640	11.450	2.200	2.200	③23.480	
日 野 辺	—	—	—	—	1.900	1.900	22.560	21.830	6.250	
上 野	—	—	—	—	3.350	3.350	6.050	3.350	3.350	
太 田 市 場 木 村 (資母)	32.390 24.178	38.470 27.363	} 73.110	} 73.110	} 77.960	4.100 37.083	71.697 89.485	34.125 126.183	35.310 126.183	
西 野 々	16.000	7.234	7.234	7.234	—	—	—	—	—	
中 山	—	—	—	—	—	—	34.835	35.197	—	
畑 山	—	—	—	—	—	—	—	—	5.200	
栗 尾 佐 田 (高橋)	—	4.050	5.250	5.250	5.250	5.250	10.350	10.350	—	
小 坂	—	—	—	—	—	—	—	33.230	43.230	
後	—	—	—	—	—	—	—	27.409	27.409	
	—	—	—	—	—	—	—	—	6.430	
袴 狭 宮 内 (神美)	—	—	—	—	—	—	47.400	—	—	
	—	—	28.550	29.300	29.300	29.300	—	—	—	

備考 本表は元文5年及び寛保3年高散田付、明和8年・天明7年・文化5年・文化15年及び天保14年の当村他村散田覚帳、安政6年・明治2年当村他邑散田日記帳より作成す。

- ① 高散田付にその記載を欠くので、元文5年の数字を借りて之を計上す。
- ② 本家相合田、即ち本家と共同所有にかかる田地
- ③ 一部桐野村分を含む。但しその預高不明。

六三)より明治二年までに入手した土地は三三町六反八畝余であつて、内水田は三一町步余であり、源太夫家と比較すると格段と少ないが、それは但東町の矢根というもともと総面積の少い地理的条件の然らしめることろであつたといえる。しかし近世末期における土地集積の過程は、森尾でも矢根でもほぼ同様であつたことを示している。しかもその集積した土地は、広く但東町内外に散布し、元文二年(七四〇)以降の散田預高は前頁表のように、合橋を中心に、室埴、資母、高橋、神美に及んでいた。このため土地の支配管理の形態として「請切支配」の制度を活用し、支配料を与えて小作料を取立て、貢納をも請切支配人に委託した。また徳米(支配料差引地主へ納める分)を滞納した時は支配人を取替えた。かくして天保一四年には請切支配地の預高四〇〇石に対し三九%を、安政六年には三八%、凡そ一六〇〜一七〇石程度を純所得とし、これを米屋酒造家に売っていたのである。

これらの土地集中を裏付ける文書は次のようである。

請切支配の古証文

預合 一〇石五升

内五石六斗五升八合八勺 御物成り 村夫諸役一切

同一石四斗六升六合二勺 免不足不事掛り支配料共

差引残高二石九斗二升五合 徳米但し五步込米也

右は請切支配御願申上候処早速御開濟難有奉存候、然ル上は右御徳米毎年十一月限り何方へ成共、一石九斗二升五合相渡し可仕候、若思召ニ相叶不申義有之候ハバ支配替成共、売地成共、御勝手次第可

被成其節我等違乱申間敷候、為後年支配手形一札依而如件

袴狭村支配人 善左衛門 ㊦

同 引請人 市良兵衛 ㊦

右 御同人

右証文に対する返手形として

返手形一札証文之事

一、田反別合 五反四畝七分五厘

此分高 六石九斗一升五勺

代 金 二五兩也

此利米二石五斗

但し、毎年一月切之相渡五分込に而何方

成共相渡し定なり

右は当未暮（弘化四年）田地御讓被下候処来ル申より成迄三ヶ年之内右金子元利銀共御返濟被成下候ハバ相戻し可申候、万一御勝手ニ付売買被成候義ニ而ハ決而相戻不申存念返手形一札仍而如件

口矢根村 藤 兵 衛 ㊦

弘化四年未二月 日

袴狭村 善左衛門 殿

同 村 市良兵衛 殿

三年後この地は質流地となつた。

田地質流地証文

村方諸帳面表貴殿之名前二切替相渡候上は以来其元所持地に紛無之候間向後御年貢諸役御勤万事御勝手次第御支配可被成

と記載され、所有権が完全に大石家の所有に歸したことが明らかとなっている。

また次の証文も見られる。

請切支配証文之事

(前略)

右は早損水損悪年二而茂右之通年々一二月限り相渡し可申候、又元利銀之内遅滞有之候ハ本人二不拘早速貴殿御持高其上免割帳面貴殿御名前二書直し右徳米貴殿方エ年々相渡可申候

天保五年午六月 桐野村庄屋 福富幸太夫

寺坂村庄屋 勘 九郎

徳米が滞納された時は、その請人が代つて支配人となつた。そこに連帯責任者である「請人」の意義があつた。

覚

一札六拾二匁四分 小川田地徳米不足寅暮元辰暮ノ

リ四匁九分九厘巳正月元七月迄

メ 八拾四匁 同所藏ノ徳米不足

リ 六匁七分三厘右同断

二〇メ百五拾八匁分二厘 御頭申上候而勘弁済

一米壹石二斗 同所徳米

内二斗 己年より願済御勘弁引

差引残壹石宛 定徳米也

当己年より引請支配手形之支

一米壹石宛 小川徳米当己年より定也

右前書之小川田地先年磯平所持之処貴殿工讓渡し其節磯平請切支配ニ相願候処、承知之上請切支配ニ被成下難有罷有候処前文之次第不足仕何共申上方無御座、右ニ付我等より段々御勘弁筋相願候処格別之御慈悲ヲ以テ不足之分御勘弁被成下其上ニ御米二斗宛徳米之内御引取被成下残壹石宛之処ハ大風大水如何様成凶年ニ而も年々十一月限り出石ニ而相渡し可申候、万々一御徳米之内少しニ而も延滞仕候間は其節支配者替亦ハ何方へ御売払ニ被成候而も一言之妨申問敷、為其請人加判申請証文仕渡申上候ハ 毛頭相違無御座候、為後年手形依如件

安政四年巳八月 日 支配人桐野村 直次 印

請人 同村 市左衛門 印



矢根村大石藤兵衛 殿

二、農業経営と農作業

1、「手作り」の記録

矢根大石家に残る寛保二年(二四三)以降の二九五冊に亘る古文書は、近世後期における但東町の農作業の状態や、農業経営の態様について多くの興味のある記録を残すものとなっている。

例えば当時の大石家の地主手作り経営の実状で、自家の手作地は、全預高の三・七〇九・七%程度で行われ、近世末期に近づくに従って手作り面積の割合は低下してきている。これは既にみたように、中世の郷土的手作りから、貸付資本化した地主の手造りへの移行を示し、その間に著しい貨幣経済・流通経済の展開がみられる。しかしその中での手前作の総高は田畑を加え二〇石から三〇石程度で必ずしも多くはなかった。またその筆数も三〇筆を超え、零細分散生産が行われていることも但東町の地理的特質を示していたといえる。一筆当りの面積は、石高にして田〇・九石、畑〇・一石で四〇五〇畝から九反程度、畑でも三〇四畝位ものが多かったといえる。

前述大石家の天保一四年の当村他村散田帳のうち「手前作り分」について、手作水田の生産高と生産力を見れば次表のようである。手作面積は文政一年(二八〇)年の八反余から六代の安政六年(二六六)には一町一反となっており、預高も一四石余から一九石二斗となっている。この刈上げ束数から換算した反当り生産量は、文政一年一・六石余、天保一四年一・四石、弘化一年一・五石、安政六年一・一石弱と、年々差が見られ、

図表35 大石家手作り田の生産高と生産力

年 代			預 高	右面積	種当	蒔 揚	正 米	反 当	束当
IV 代	文政1	1818	石斗升 14.3.1.0	反 8.586	斗升 4.9	束わ 415.5	石斗升合 13.8.1.8 (うち糯3石9斗4升)	石斗升 1.61	升合 3.3
	天保14	1843	18.6.5.0	11.190	5.5	457.5	15.3.7.1 (うち糯4石07升5合)	1.38	3.3
V 代	弘化1	1844	18.6.2.0	11.172	5.5	456.2	16.5.1.7 (うち糯2石07升5合)	1.48	3.6
VI 代	安政6	1859	19.2.0.0.	11.520	5.9	589.4	12.3.3.2 (うち糯5石9斗2升)	1.07	2.1
	明治2	1869	18.1.0.0.	10.860	6.1	585.1	12.5.2.3 (もち不明)	1.16	2.1

注 1束は8わ。面積は、預高1石につき6畝とす。  
 「天保14年当村他村散田覚帳」中の稲蒔揚耨摺庭帳には、粃1俵は略々正米2斗となっている。(例えば、大鋳35束、粃7俵、9月14日此米1石4斗・高尾45束5わ、粃7俵、9月23日此米1石6斗・宮ノ下広瀬23束、粃3俵、10月16日此米6斗と見ゆ)

技術の進歩による増産よりは、豊凶の差が大きく出ていることが知られる。自らの責任で、一粒でも多くの米をとることを考えた小作人等の米作と異って、総てを、人に委せた地主手作りの特質を示しているものといえる。なお表注に示されているように、粃一俵はほぼ正米二斗で、耕目では約半分となることを示している。また部落によっても異り、「高尾」田では稲の刈上げは四五束五把(一束は八把)粃七俵、この米一石六斗となっている。また宮の下広瀬では二三束で、この米は六斗となっており、若干の差が見られる。

米を除く畑作・養蚕・繰糸・真綿・麻・染料としての藍(あい)・豆類・菜種等の手作り作の生産高は次表のようである。

この表によれば、畑作のうちでは大小麦が最も重要な作物で、大麦は米と共に麦飯とし

第五節 近世後期における地主の形式と土地集積

図表36 大石家畑作手作り生産高 (米を除く)

代 数		大 石 Ⅳ 代				Ⅴ 代		Ⅵ 代	
時期 種別	1838 天保9	1839 天保10	1841 天保12	1842 天保13	1854 安政1	1858 安政5	1859 安政6	1862 文久2	
絹 糸	貫 匁 1.380	0.500	1.900	1.400	1.207	1.648	—	夏 蚕1.000	
使 糸	0.150	—	—	—	0.225	—	0.120	—	
し け	—	—	—	—	—	—	—	—	
真 綿	0.070	0.080	0.200	—	0.230	0.350	0.190	—	
麻 苧	11.850	2.100	—	—	—	—	—	—	
藍	—	—	10.200	—	1.250	—	—	—	
大 麦	石斗升合 9.300	10.500	5.200	7.200	11.200	8.800	10.000	7.600	
小 麦	0.500	0.800	0.900	1.200	1.300	1.400	1.000	1.200	
裸 麦	—	—	—	—	—	—	—	—	
粟	0.100	0.070	0.180	0.090	—	—	—	—	
糯 粟	0.160	0.470	0.160	0.230	—	—	—	—	
黍	—	0.120	—	—	—	—	—	—	
夏 そば	—	—	—	—	—	—	—	0.1200	
蚕 豆	0.200	0.150	0.110	0.190	0.200	0.130	0.150	0.100	
白 円豆	0.160	0.100	0.060	0.170	0.020	—	0.135	0.350	
赤 円豆	0.210	0.100	0.040	0.130	0.060	—	0.095	—	
大 豆	0.870	0.450	0.510	0.680	—	—	—	—	
青 豆	0.100	0.015	—	—	—	—	—	—	
黒 豆	0.110	0.150	0.050	0.173	—	—	—	—	
小 豆	0.220	—	0.120	0.160	—	—	—	—	
弘 法豆	—	0.024	—	0.005	—	—	—	—	
菜 種	0.093	0.050	0.090	—	0.303	0.127	0.092	0.300	
のぶらく	—	—	0.110	0.800	0.080	—	—	—	
からし種	—	—	—	—	—	—	—	—	

注 糸の何抱と出ているものは、1抱=200匁として計算する。

例：弘化4年：—1貫70匁、1抱ニツキ67匁5分、代銀353匁7分

嘉永6年：—76匁内16匁入目引残高748匁但し銀735替此抱3抱7歩5厘代銀  
274匁8分9厘常次郎へ売

て常食されたし、小麦はうどんやみそ・醤油等をつくる原料となった。この場合も天候に左右され、生産量は年によって不等である。したがって日誌に「文久三年（一八六三）大雪なり、凡そ五尺余も積り申候事故、村中皆大麦不作に御座候、手前大麦八俵村一番の作に御座候」と書かれていることの方が、当時の生産状況をよく示している。しかし天保一三年（一八四三）の麦の平均反収は、大体八斗程度と見られている。また粟も粟飯に混食され、粟餅としても食用に供された。しかしその量は一斗前後で、天保一三年まで作られている。黍が天保一〇年一斗二升夏そばが文久二年一斗二升作られ、蚕豆（冬作）菜種（冬作）も毎年一斗前後、その他夏作の豆類も毎年一斗から二斗程度作られ、いずれも副食や味噌原料用に栽培されたものと思われる。

養蚕栽桑は古くから但東町の重要農産物であったが、天保の末年より嘉永・安政すなわち大石家四代より五代目にかけて絹糸が一貫匁以上毎年生産されている。安政の開港により、生糸輸出が行われるようになって以後、当家でも重視されたものと思われる。嘉永五年（一八五三）頃より桑が畑作の重要な地位をしめ、一般の養蚕農家の掃立が増加し、桑が不足となれば「桑売り」も行われた。手作りながら商的経営の一面がうかがえる。

すなわち「桑売覚帳」によると、天明七年（一七七七）桑五貫一〇〇匁を売って銀三匁八分二厘を得ている。また文化五年（一八〇六）にも、桑二一貫を売り、銀九匁九分三厘を受取っている。これをみても畑の相当面積に桑が植えられていた事が知られ、昔作らの立通し桑樹であったと思える。また天保一二年の「桑掛目帳」によると、村内の小作農の桑を買集め、代金駄賃を払い、まとめて養蚕業者へ売っていることが知られる。

また繭は座繰りで糸として販売され、玉繭（複蚕）からは真綿が生産され販売されている。座繰の糸曳き

のためには、「糸曳き」が日雇として雇入れられている。これらの絹糸は、生産高としてはそれ程多くないが、これを中山喜兵衛、三右衛門、小谷五右衛門、天谷平右衛門等に売っていることが知られる。当時の絹糸の生産高と絹一把の価格の変動をみれば下表のようである。安政、文久までは売価銀五〇〇匁内外、元治以後慶応にかけて一貫匁を越え、慶応三年には生産量が増大し、一把の価格も五五五匁となっている。

蚕も年々不作や違作があり、当時の生産量は不安定であった。このため労働力の多く必要な養蚕、繰糸の比重は余り高くない。むしろ投機的な「桑売り」に廻っているところに、商的地主資本の片鱗が窺える。

2、農作業の記録

大石家の「天保一五年日記萬覚大帳」はじめ、嘉永四年、五、六年、七年、安政三年、四年、五年日記帳は、記載が全年に及んでいないものもあるが、その頃の「田の仕事」「畑の仕事」「山の仕事」が丹念に記録されており、近世後期の但東町の農作業の状態を知りうる貴重な記録となっている。農作業は親から子へ孫へ毎年毎日継がれており、それによって年々の生活が再生産されて来たのであるが、当時の村民と百姓は書いた記録を残していないし、書き留めておくような余裕もなかった。しかし一地主のこのような記録は、

図表37 近世但東町農家の自家製絹糸と価格の変動

1838 天保9	1839 天保10	1841 天保12	1842 天保13	1847 弘化4	1853 嘉永6	1854 嘉永7
貫匁 1.380(66匁)	1.500(75匁)	1.900(84匁)	1.400(41匁)	1.070(67.5匁)	0.764(73.5匁)	1.207(72.5匁)
1858 安政5	1860 万延元	1861 文久元	1862 文久3	1864 元治元	1865 慶応元	1867 慶応3
1.648(73匁)	0.850(125匁)	使糸のみ (不明)	0.800(126匁)	0.810(310匁)	0.652(360匁)	2.686(555匁)

注 「歳々諸作取締覚帳」による。( )内は1抱の価格を示す。

それなりに当時の但東町の村人達の日々の仕事の有様も再現し得るものとなっている。現在となつてはこれらの記録によつて当時の村民の日々の生活や仕事の状況を想像するより他に方法がないといえる。まず田の仕事からみよう。

#### a 田の仕事

すなわち天保から安政、嘉永にかけて、苗代の仕事は雪どけと気温の上昇をまつてかなり早くから行われていたようである。この頃は陰暦が用いられ、旧三月は、太陽暦の四月であるが、早い年は旧暦の三月二四日頃から苗代の耕耘が初められ、畔塗り・種揃え・苗代の草刈り・種まきが行われている。苗代の種まきは大低一日で終り、旧四月四日頃からおそくとも二九日には終えられたようである。田の牛耕が初まると灌漑用水の溝さらえ、堰せきが行われ、続いて田植えが旧四月の一三日頃から五月の一四日頃までの間に行われている。植付けは凡そ五日から八日かかつて終了されている。それから「さなぼり」となり、植直し、水見、田打ち、草取りが旧六月から八月にかけて行われ、八月一五日の盆にはほぼ終つている。

稲架は旧九月一日頃から立てられ、稲刈りは、八日から一八日頃までに行われている。籾摺りは一〇月から一一月にかけて行われており、旧正月までに俵装し、年貢を納めたることになつていたようである。この頃の農閑期には「田普請」「井戸掘」「道作り」等が行われていたことが知られる。

#### b 畑仕事

麦蒔きは稲刈り取り後耕耘して行われるので、畑仕事としての麦畑の作業は、雪が消え、圃場が乾くのを待つて「麦中打ち」すなわち中耕除草が行われた。麦は出穂前になると「土かい」が行われ、畦に育つた麦

の根元に土を寄せる作業が行われた。麦刈りは多くの場合田植えの前哨戦となるので、旧五月の終りまでに一斉に行われ、水田では刈取り後すぐ耕耘し水を注いで「代掻き」を行い田植えを行うことになっていた。春そばは旧二月に蒔かれ、粟蒔きは五月二〇日頃、棉蒔きは三月（旧）一五日頃、麻の種まきは二月二四日頃行われている。菜つみは八八夜頃から旧四月二日頃までに、藍植えは五月二〇日から二八日頃の間に行われ、秋八月末刈り取りが行われている。

秋の大根蒔きは旧六月末から七月一日頃より行われ、麻刈りも七月の九日から一〇日頃行われている。棉、藍、麻等の栽培が行われていたことが注目される。

#### c 山仕事

但東町では山仕事は年の暮れから早春、雪の消えるのを待つて行われた。薪、割木は旧二月頃行われ、山に積んでおいて夏から秋に家の近くに運び、冬の雪の降る前に家に運んだ。杉や桧苗も早春気温の上るのを待つて山へ運び、大石家では嘉永三年も五年も旧二月の一〇日から一九日の間に行われている。山草刈りは苗代の肥料として刈り初められ、旧四月一三日頃から夏中朝の仕事として露のある間に行われた。夏は肥料としての草刈り、草屋根用の萱刈りは秋に行われ、稲架を結ぶ藤の根（かずら）取りも早秋の木々の葉の漸く色づく頃行われた。

冬の間炭焼きは山に小屋を立て、釜をつけて「木炭」をつくった。但東町では白炭のよい炭が製造された。木材の伐り出し、薪木作りも冬の仕事で、雪の中でも行われた。

## 四、近世後期の治水・水害対策

中世から近世にかけて、但東町の農業生産力の主流は米であった。米作には灌がいが必要で、出石川の主流や、支流をなす太田川の水源である各山谷の流れは、各所で堰き止めて谷津田の灌漑用水に用いられた。また水利の悪い所の水田は天水を溜めた「湿田」として放置され水を確保した。幸い但東町は雨が多く、とくに田植期の梅雨期は殊のほか雨の日が多かったので、大規模な溜池などを作る必要はなかった。しかし苗代用の水や、田植前の畦塗り用の水の不足する所は、小さい谷を堰き止めて小さい溜池を作り、作業の円滑を図る部落もあった。

太田川では奥藤からの本流や、赤花谷からの本流、久畑や保谷から出石川に合流する本流では、それぞれ川を堰き止めて谷間の水田に水を引くため堰を設けた。堰は水の流れに沿ったため、村や部落の行政区画を離れて、水系別に井堰組合を設け、水元から溝を作つて灌がい用水を確保した、この井堰組合は全く従来からの慣行によつて自主的に運営され、組合長である井根親には、その水系で最も多くの水田面積をもつ有力者が就任し、井根堰、溝さらえ、水害の復旧等の労力供出や、資材、金具の支出や収支計算を行った。

本流の井根は木杭を打ち、柴木を組んで堰を作り、石や土や芝（しば）で水を堰き止めたものが多かった。毎年水害には流失するものが続出したし、水の需要期には「觸れ」を出し、堰の水の利用者が人夫を出し合つて井根堰や溝さらいを行った。また杭が腐つたり、水害で流された場合、それぞれ資材を持寄つて大修理をする必要があつた。



出石川の上流矢根の大井堰などは、灌漑面積も大きく水害毎に被害を受けたので、毎年杭の供出が百姓に義務づけられていた。奥矢根へ入込口矢根百姓中から村役人に差出した文書に次のようなものが見られる。

願上申候一札之事

一、五尺杭 但し軒別耆軒二付耆荷宛

右は村前一統之村方軒別掛り年々御上納可仕之処、御村方御勝手筋二付右軒別掛り之為替与被仰付候処奉畏候、依之永々井堰杭木御入用之節差出申候、為後々年之願手形差出申候所仍而如件

与三二郎印

天保五年三月 日

他一五名連名連判

村役人 殿

これに対し次のような奥書が出されている。

奥書一札之事

右之趣奥矢根村年寄与兵衛殿段々御取嚙ニ依開済申候間以来永々杭木耆荷宛ニ可切出ス候、為後年之開済奥書相渡し置候処依而如件

天保五年三月 日

村役人中 役 矢  
根 人

右百姓中

一応百姓中から申出た形になっているが、これらによって水害による個人の損失の他に、このような現物による治水費の負担が重なり、貢租の重税・地主への小作料と共に百姓の生活を圧迫していたことが知られ

る。「大石文書」前掲資料)

このような水利費や水害治水費は、絶対的な支出であったため、自作の百姓も出費が不能となり、土地を担保に銀を借りて支払い、小作農に転化するものが多く、水害毎にこのような例によって地主への土地集積の原因の一つとなっていたことが知られるのである。

## 五、近世の交通と幕末の旅行記

### 1、山本弥左衛門の廻国記

近世徳川末期の地方の風俗慣習や当時の地理・交通事情等を知りうる資料としては、当時の但東町内旧村の村民で全国を旅行した大石一堂や山本弥左衛門の興味のある手記が残っている。但東町内でなく町外に旅行した記録であるので、当時の旅行者の目にふれた当時の地方の風俗慣習や、当時の交通事情等を知りうる資料としてその一端を紹介してみれば次のようである。

まず、虫生で発見された山本弥左衛門の廻国記からみよう。

幕末になると交通とくに道路が各地に拓かれ、歩いて行くつもりなら全国を旅行することができた。もちろん身分証明書に当る旅行の手形等の交付をうける必要があったし、路銀(旅費交通費)を用意する必要があった。まだ治安は維持されていたが、旅行者を襲う追はぎなどもいたし、歩いての旅行であるので到底一人では長旅はできず、二人以上の同行者が必要であった。当時はなお要地には関所があったので「道中手形」が必要であったし、巡礼や神社佛閣の参拝ならば関所の通行も容易であったと思われる。山本弥左衛門の廻

国記はその好例であるといえる。

町内虫生の山本助太夫家は、旧金藏山金藏寺の文書をもつ旧家であるが、大石一堂の長崎道中前四年、天保一年(一八四〇)日本七山をはじめ諸国を旅行し、その記録を「廻国道中方楽記」として残している。一堂が大地主であったのに対し、山本は旧家ではあったが、いわば庶民的な小地主であった。信仰心が厚く、旧山

田村の佛海、旧岩屋村(ともにいまの京都府野田川町)の嘉平と三人で諸国を歩き、神社佛閣を歴訪している。その方楽記の最初には南無阿弥陀佛の念佛の唱号で記し、日本七山の名を掲げ、その下に登山の月日を記している。その道中記は「大石道中記」よりも遙かに当時の庶民の生活をしるしている。

甲州郡門通りは山坂多く、米が少ししかとれないため、上はすり焼、青粉かし、中はささげ豆の麦粥、下はすき豆八木芋、南瓜、麻米の喰物を喰べているとか、甲府の平地ではぶどうが名物で味よろしくと、その当時よりぶどうの産地があった事を記している。

「西日本六十六カ国を廻り了り、駿河に出申候、やれ嬉しやと芝野に休み富士を見返しながむれば、

山本弥左衛門日本廻国供養塔



(天保11年 虫生字僧都)  
神戸市 矢野明弘氏提供

空晴れて風冷しく、心静かになり」

となかなか文学的な表現も用いられている。最後に伊勢神宮に参拝、この神社佛閣の廻国供養のことを、藏雲寺・金藏寺・玉宗寺・桐野の慈眼寺に報告している。また虫生の塞の堂に廻国供養塔を建立し、それを後世に残している。この手記は町史編さんのための庶民の記録を探している中で発見されたものである。

## 2、大石一堂の長崎旅行記

既に見たように矢根大石藤兵衛は一堂と号し、大変筆まめな人で、単に大石家の記録のみでなく、詳しい旅行記を残している。弘化二年（一八四三）の「長崎道中記」「西國方順拜茲二長崎買物帳」等がこれであって、これらの全文は「兵庫史学」（昭和四五年一二月号）に納められ、梅溪教授の解説が加えられている。この一堂日記の場合は、矢根の大地主であり、旅行先は長崎であり、町史には余り関係がないように思われるが、幕末の商家風俗や、物価の關係などが記されており、この頃の時代を旅行記によって捉えている点が注目される。梅溪教授の解説にもある通り、この旅行は一堂大石藤兵衛と、出石焼の「和泉屋」六右衛門と鍛冶屋村の与助、「おかけ参」の万吉の供二人を連れての四人旅であり、乗物のなかつた時代のことであるから、舟を除いては徒歩の道中であつた。旅行の目的は出石藩の仙石騒動のあとの藩財政の立直しのため、藩の専売政策の一環として産物会所が設けられ、その出石焼の發展のための有田その他先進地の視察と、出石焼そのものの販路調査、いわゆる需要調査にあつたといわれている。したがって一行四人は弘化二年二月二〇日出発し有田焼を見学、三月二〇日長崎に着き、そこで目的の「焼茶碗菓」ろ・へ・雲竜・夏泉・天光・青雲印し等六種の焼物資材を買入れ帰国している。その買物帳は極めて委細に書かれている。

したがってこれらの記事はあまり但東町に関係がないが、一堂がみた当時の風俗と物価等の次の記録は参考となるといえる。

まず当時の物価については、弘化二年二月二〇日第一日目の宿泊は柳瀬で、「柳瀬泊り一八〇文」と記されている。翌二日は柳瀬より柘木与布土に廻り、狭間越えで竹田に着き、桑市泊り、その夜の酒代を含む泊り賃は三〇〇文であった。しかし二二日の生野止りの支払いは書かれていない。一八〇文といひ三〇〇文といひ当時の四人分の宿賃を知ることができて面白い。

地理的な道中の記事は委しいが、但東町以外の事であるのでここでは紹介しないが、当時の風俗として長崎の焼茶碗薬等唐物商田辺屋の家族構成が手記されている。主人忠兵衛、内室おもとの他御手かけおとせが同居していた事を記している。二男一女の他、番頭七人・下男二人・「仕かい」一人・下女三人という大家族であった。当時の大商人・大地主等は公然と妾をもち、家族と同居させていた事が知られる。

また長崎買物帳では藤兵衛は金一六七両一分二朱を持参、戻り金一六両一分を差引き一五一両二朱、この銀九貫八二三匁三分二厘の大金をもつて旅行しており、旅費や為替料の他藤兵衛自身合計五八七匁一分五厘、大阪会所より二八〇匁三厘、長崎田辺屋より三八一匁六分四厘を、六右衛門は自身で五四九匁四分二厘、大阪会所より二〇六匁四分八厘、田辺屋より三六〇匁八分五厘等の買物をしている。これだけの旅行と買物をして残高がなお九四三匁四分七厘あつたから、持参金が如何に巨額であつたかが知られるし、当時の貨幣価値が高かつたかも知られる。

## 第六節 近世後期の産業

### 一、奥矢根銀山

銅鉄器の使用以来、銅山鉄山は重要な資源となつたし、貨幣として裝飾用品としての金銀の使用以来、金銀山の開発は時の支配者の最大の関心となつた。しかし明治以前に鉱業が發展したのは、律令時代の国有国営時代と、一六一―一七世紀の近世封建制確立以後の二期であつたとされている。豊臣秀吉は金銀山は公儀のもの、諸国大名領のものも、大名に預けおくものという考え方を貫いた。幕藩体制確立後も鉱山は領有の形態により、直山・請山・直営山(御手山)に分けられた。そして一般に重要な金銀山は、直山法が採用された。但馬の生野銀山は、最初は自分山という山師の負担で経営された。元和四年(一六二六)味方但馬は湧水のため処理に困り、割間歩を引受ける際直山とり立を願つた。しかしその際「将来大鉱脈についたときは、御入用つまり御直山としての公費投入分を返納するから、自分山とすることを許されたい」と願出ている。山師は自分山を望んだことが知られる。

徳川時代生野代官が支配した鉱山は、生野以外に但馬地域で一、播磨地域で八、合計九二を数えたといわれている。現在日本鉱業が所有している旧朝日鉱山は、今は全く廃坑となっているが、近世「生野鉱山」として銀を産出したことは前述「大石文書」でも明らかである。

矢根銀山は出石藩小出大和守の領地で、万治元年（二五〇）に開坑し、元禄九年（二六六）まで三八年間同藩の所に属した。しかし元禄一〇年四月より生野代官の所管となり、「天領」として経営された。

「銀山旧記」によると、寛文二一三年（二六三）の頃生野銀山が衰退して不況となり、この矢根銀山が活況を呈したといわれている。そのため生野銀山に働いていた鉱夫は、矢根に転出し「矢根千軒」時代を出現した。五六〇カ所の間歩を開掘「千貫掘」（千荷掘）といわれるように多量の出鉱を見た。これによって吹屋の煙も山を覆う状況であつたと伝えられている。

この頃の状況を知りうる資料として、安政六年（二五九）山田代官が後任者に申し送つたという次の文書がある。

但州出石郡奥矢根銀山之儀、往古盛致候得共數中（注 杭内）涌水強、稼相止候由申伝にて年曆等も不相知候得共、年久敷稼捨に相成候儀故、間歩形も無之悉く潰込候処、宝政十年（二七九）三月、同村百姓代（注 村役）三郎兵衛と申もの相願、粟鹿間歩之内、廊下（注 坑口よりの平坦坑置）百間余、下り三拾間余并火切水抜（注 採掘箇所）之内、廊下百三拾間余夫より下り之内、水湛候場所、樋拾六挺、右式ヶ所共午年三月より去ル未（文化八年）二月迄多分の入用を以普請（注 整備）いたし、水取込（注 排水）掘場所七ヶ所相立相稼候処、同年四月、仙石越前守城下出石郡龍野屋源藏と申ものへ山方相讓度旨願出候に付、願之通申付、同人儀猶又出精相稼、同十月右靖中より掘出候鏝（注 鉱石）之分、於山元吹方（注 製煉）致度旨願出候間、其段御勘定所（注 江戸勘定奉行所）へも御由申上候て、直入役、見廻役差遣、吹方取計、出灰吹銀は定式之通御運上藏にて引替、且、鉛之

儀、津出（注 搬送）相願候に付、隣村口矢根村改所に申付、通切手（注 搬送許可証）差遣、同村にて貫目等為<sub>二</sub>相改<sub>一</sub>通し候処、其後親鋸鉛石（注 銀銅含有主脈）出方少分に付、毎月吹方いたし候儀差支、勿論吹方等仕候節は当銀山（注 生野）吹大工、其外汰物師（注 以上製煉関係者）迄相届候儀にて、遠方多分之諸費多く相掛候儀に付、当分吹方相休罷在候処、稼人共仕入銀等手交候由にて是迄堀溜置候石銀鏗（注 鉛鋳）当銀山町（注 生野）買吹共へ売渡度旨去ル未三月願書差出候に付、願之通承届置申候間、以来之儀可<sub>レ</sub>然取計可申旨追々申送候処、山師共稼勞れ上ヶ山（注 返上休山）相成、当時稼人は無之候得共、為<sub>二</sub>御心得<sub>一</sub>先前申送之趣尚又申送候。

安政六年

山田代官

【資料】

矢根銀山之事

- 一、小出大和守領知之節万治元戌年十一月令<sub>二</sub>湧出<sub>一</sub>候由明和六巳丑年迄百十二年二成  
元禄九子年十一月出石引渡之節、石原新右衛門、小野朝之亟受<sub>二</sub>取之<sub>一</sub>、翌年丑四月迄支配、四月晦日追生野附二成、秋山七郎左衛門様御支配之節也
- 又、古書二明曆二丙申二初<sub>二</sub>卜有<sub>一</sub>、年数二年之透也

（明和八年（一七七二）卯四月ヨリ「生野代官文書」）



原文写真

矢根山手

一山出大和守の支配地であつた頃の万治元年(一六五八)一月初めて銀脈を發見したものと伝えられ、(この記事を書いた)明和六年(一七六八)まで一二年を経過したことになる。

(この矢根銀山を)出石藩から引渡しを受ける際(生野代官附配下の)石原新右衛門、小野朝之丞がこれを受とり翌年四月まで差配し、その末日から生野役所の管掌することとなつた。代官は秋山七郎左衛門の支配時代であつた。また、古書には明暦二年(一六五六)から初まると(書かれたものがあり)二年の相違がある。

生野町郷土館 蔵

その原文の注解

但馬史研究会副会長

柏 村 儀 作 氏

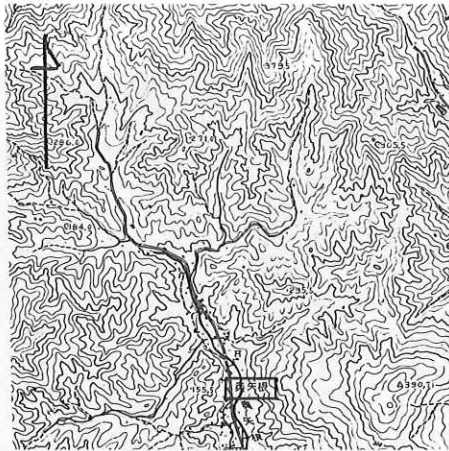
天満神社内に奉納されている秤 (はかり)



奥 矢 根

すなわち寛政一〇年(二五〇)頃、奥矢根村の三郎兵衛というものが採掘を始め、多くの費用を投じ坑内七カ所で採鉱していた。それを出石郡の龍野屋源蔵に譲り渡した。源蔵は採掘鉱石を現場で製錬することを許され、生野代官からも役人が出張して管理し、出来た灰吹銀は生野代官所へ納入し、鉛は口矢根村政所で許可証を受け、他所へ搬送していたというのである。しかしそのうち出鉱量が激減したため、毎月の製錬に支障を来すばかりでなく、この工程には生野より専門家を雇入れる必要があり、出費が嵩む等の関係で一時中止せねばならなくなった。このままではますます困窮するばかりであるから、今まで貯鉱している鉛鉱を、生野の買吹―製錬業者に売却したいと願い出たので許可したと前の代官から申送りがあった。現在は休山状態にあり稼動していないが心得のため申し送るから承知されたいというのである。

なお寛政一〇年(二五〇)三月の奥矢根銀山浦内絵図は次図のようで四つの坑口をもっていたことが知られる。現在の奥矢根の鉱山は大正四年(二五五)頃まで久原鉱業が採掘しており、その頃黄鉄鉱が出ていたが、その後休山となった。現在入口に事務所跡、鉱石や雑土石を掘出して搬出した「ズリ」が残っているのがみられ、当時「山の神」を祭った小丘、牢屋の跡、「矢根千軒」といわれた鉱夫の住宅跡、製錬場跡等が残っている。

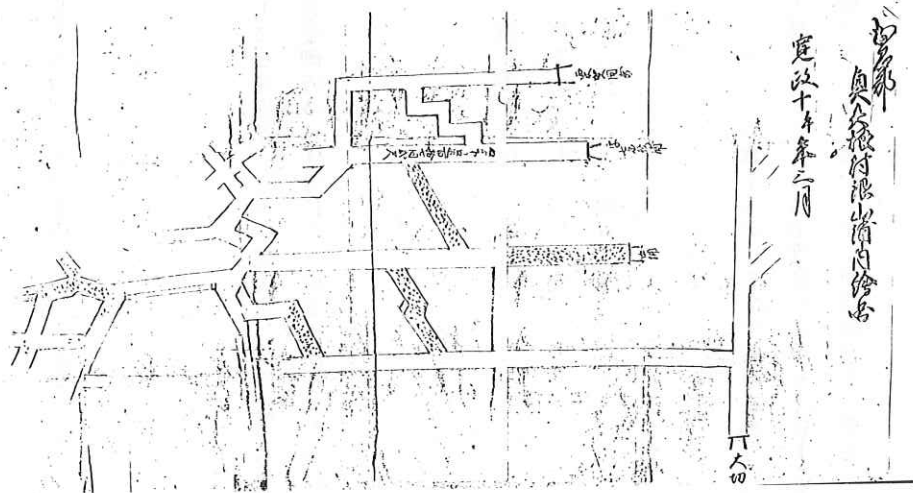


奥矢根銀山周辺地図

旧坑口がなおそのまま開口しているので、子供達が入ると危険なので現所有者日本鉱業は、矢根岩出佐一氏宛「旧朝日鉱山の上一坑坑口の石積閉そく工事」を依頼し、昭和四九年五月二〇日頃までに完成するよう計画図を添えて依頼してきている。部落に入る道端に、昔の鉱夫の冥福を祈願して建てられたものと思われる享保一三戊申天八月二六日と刻んだ碑と、元禄一〇寅二月の銘を刻んだ自然石の碑が残っており、また近くの天満宮には、昔矢根銀山で産出した鉛等を、口矢根村政所で検量した「大棒秤」が社庫に保存されており、往時の面影を忍ばしめるものがある。他所の旧金山に見られるような千貫掘千軒長屋のための遊廓はなかつたようである。

(生野史談会・柏村儀作「矢根銀山探訪記」参照)

このような銀山・鉱業は通貨に用いられ、それにつれて幕末になると農山村にも貨幣経済が浸透してきた。そして田畑を質入れして銭を借りる必要も多くなった。このため別項でみるように森尾の平尾家や、矢根の大石家な



生野郷土館 蔵 (柏村儀作氏提供)

どの現金所有地主に、近所の土地が集中し、幕末から明治初期にかけての土地集中が行われる事となる。  
次の文書はその一例とみられる。

預り申金子手形之事 (大河内村古文書)

一、銀壹貫六百四拾七匁分者 但し元銀也  
利息七月元

右の金子儘に預り申処実正ニ御座候然る上は御質物として御米四拾石書入申処実正ニ御座候然る上は  
来る十月晦日限り月壹分式の利息を加へ元り勘定之意急度御皆済可仕後日之ため金子預り質入手形依  
而 如件

嘉永五年

子ノ六月廿七日

預り薬王寺村 幸左衛門

同断大河内村 浅二郎

同村受人 磯 七

雲原村 西原 儀助 殿

【付記】

生野銀山と機械設備

生野銀山は慶応年間(一八五〇)幕府が廃坑とすることに決め、そのため数千人の坑夫は生計の途を失い、  
飢餓に瀕する状態が生じた。(工部省沿革報告) この救済が大政奉還とともに明治政府が官營を決意する重  
大な理由であったようである。明治二年(一八六九)フランスの技師コハニーの設計に基づく新設備充実に踏み切つ

てゆくのは、政府が金銀を確保し、貨幣制度の安定に資しようとするにあつたものと思われる。

生野新銀山の新しい機械設備は、その一部を国内工業にその製作を任せたことである。コハニーが明治二年一月二日に提出した機械類の設計図は、横須賀製鉄所（フランス人設計—政府直営）に廻わされ、そこで製作され、翌年三月一日に完成している。工部省沿革報告によると、熔鋸炉付属機械と記されてあつた。この横須賀製鉄所で製造できないものは外国に委嘱してつくらせたとしている。

この他三年八月には鋸山機械の歯車のほか七品を金沢藩の鉄工所に製作させている。この外国に依頼した機械は小型銀鋸精錬機で、二年六月到着、三年三月設置竣工、運転試験を続け、修理等を加え、四年三月にやつと習熟し、効果を挙げるにいたつた。そして一〇月にはこの機械を一〇倍にし、職工をふやす方針をたてている。これと別にコハニーの建議により、洋銀九万四、二二四ドルの大機械をフランスに注文し、九年に至つて据付が完成している。このようにして生野や佐渡に使う鋸山用機械の部品製造は、明治一〇年代末までのわが国における機械工業の中心になつていた。（『産業史』Ⅳ二〇四—五頁）

## 二、縮緬機業の移入と副業

### 1、但東町機業の移入

但東町における機業ちりめん織も、その導入の起源を近世後期に求めることができよう。縮緬は生糸による縮みの一種で、横糸に右撚り糸と左撚り糸を交互に打ち込み、冷水と温水につけて練りながら細いシワ（しば）をつける絹織物である。もともと中国の明から和泉の堺に伝えられ、そこで機業が確立したといわれ

図表38 加悦谷における機業の発展

村名	明和年間 (1764~71)	安永4年 (1775)	享和3年 (1803)	文政12年 (1829)
	台	台	台	台
後野	45	81	122	127
加悦	50	84	104	102
加悦奥	17	40	86	78
算所	25	48	48	51
三河内	63	149	123	118
温江	5	21	20	20

注「日本産業史大系・VI」による

ている。西陣は最も有名で近世に入って丹後、浜（近江）岐阜の三大機業地が発展した。但東町のちりめんの起源は明らかでないが、隣国の丹後縮緬から移入されたものであることは疑い得ない。

丹後縮緬は早くから但東町に最も近い加悦・後野・三河内地方が主産地であった。享保年間（七六〜三三）に始まった縮緬織は、これらの農村に急速に拡がっていた。享保一三年（七三）僅か五〜六軒であった加悦町の機屋は、五〇年後に八四台、さらにその後の三〇年後には一〇四台に達している。また宝暦（一七）頃になると加悦・後野の両村は「御城下同様の在町にて御座候」（「産業史・II」二〇〇頁）と記されるほど、都市的賑わいを示し、在郷町として地方機業の中心地に成長するまでに至った。こうして生産された丹後縮緬は、京都の西陣にある丹後絹問屋に搬出され、全国市場に流された。しかし縮緬は何としても高級衣料であったから、上層支配層・貴族・とくに上方の都市富裕町人層が需要者で、そ

れらを対象としての販売であるので、京都の間屋によって商権を掌握され、その商業市場における支配権は現代に至っても消滅していない。そのようであるから、岐阜縮緬は享保一五年(七三〇)の京都西陣の大火で罹災した職工が、岐阜に移住し織法を伝えたことから、今の岐阜市周辺農村に拡がり、宝暦の頃は年産額一万匹といわれた。その織機は二〇〇台に達し、岐阜四、〇〇〇匹、在方六、〇〇〇匹の生産を算するに至ったが、その支配権は京都西陣にあった。

但東町の縮緬機業は、岐阜のように直接西陣職工の移住によって産地化したのでなく、丹後の技術が通婚等によって移入されたもので、都市に発達せず、農村に拡がった点よりしても、農村の低廉豊富な労働力による「賃織」の伝習移入であったことは、現在の機業の存在形態からも容易に知られる。しかし縮緬の機織り技術は、当時は酷い秘密の中から盗み出された程のものであるので、簡単には教えられなかつたものと思われる。しかし峠を越えて人的物的交流がはじまり、それに伴って結婚縁組みが行われ、女の技術を主としていただけに、通婚圏に技術が広まって、但東町にも移入されたものと思われる。

ここに丹後との織物交流上、ひとつの盗難事件の訴訴文書が残されている。

記録に残るものとして、

天保四年巳ノ五月(一八三三)

口藤森村訴訟人

乍恐奉願上口上之覚

一、縮緬拾五疋

〃

用 助

仙石道之助領分

一、同 拾五疋

〃

儀兵衛

但馬國出石郡

一、同 拾 疋

〃

作右エ門

一、同 拾 疋 〃 文 治

ノ 五拾疋 巳ノ二月廿七日渡し

此引宛銀貳貫百三拾匁

松平伯耆守様御領分

丹後國与謝郡

後野村相手方

同国同郡坂野村訴訟人

飛脚米屋

一、縮緬貳拾疋 吉 平

伊 三 郎

一、同 貳拾三疋 同中山村文 六分

一、同 三拾五疋 同村 茂八郎分 右吉平取次

一、同 拾疋 同村 清右エ門分

一、同 拾疋 右同断

一、同 拾疋 右同断

一、同 拾疋 右同断

一、同 拾疋 右同断

一、同 拾疋 此内縮緬三拾八疋 當巳二月十五日□□

一、同 拾疋 取銀壹貫六百四拾八匁四分但金貳拾六兩此分

一、同 拾疋 三月廿七日下り請取

一、同 拾疋 残り縮緬五拾疋 巳ノ二月廿七日渡し

一、同 拾疋 此引宛銀凡貳貫百匁



之段老人以御断申候積ニ而御決□□□□出被下氣  
 毒之至ニ候得共相待候六月□申候何分當人留守中  
 之義致方無之罷帰早束惣方打寄相□其上用助茂八  
 郎吉平三人共十九日出立ニ而京都宿丹波屋伊助方  
 江□着仕相手方江渡り合仕候處伊三郎申候ニ者去  
 冬十二月ニ銀子□□□之義□□付京都問屋之内  
 日野屋ニ而金子百兩借□□罷□候之所當三月ニ各  
 々方之縮面を以當分繰替之手段ニ而金子返濟仕候  
 尚又四月ニも相成候得ハ京都問屋内ニ而借添□□  
 □方江銀子相渡可申覚悟ニ而□□決之所今以相調  
 不申候ニ付國元□□□八十兵衛上京いたし□□  
 手段相調□□様致度則廿一日書状差添相下し申候  
 間各々方ニ者早々帰国いたし御待候□得ハ跡吉銀  
 子遣可申段申候ニ付三人者廿四日朝立ニ而帰国仕  
 候道中吉平老人後野村江立寄吉田屋江も念合□  
 □儀罷越候之所八十兵衛義在宿無之乍残念引取申  
 候當五月朔日ニ用助茂八良兩人後野村江罷越吉田

屋ニ京都之振合申聞候之所八十兵衛申候ニ者此節  
 甚多用□□上京不仕為名代手代嘉次郎伊三郎兄  
 太右衛門と申もの兩人上京申付□□□方よりも  
 老人相とり□兩人を力として銀子受取可申様申候  
 ニ□□方ちも□代として□□同方出立申候所丹波  
 長田村ニ而嘉次郎太右衛門京都ち歸りかけニ出合  
 相尋候處右兩人申候ニ者飛脚大佐京衛と申もの□  
 斗頼置仕□□京都ニ而此兩人を頼筋立可仕様可被  
 成よし故而已ニ而引かへ運申候吉平儀者四日昼前京  
 着仕伊三郎ニ茂渡り合其上飛脚兩人共咄合破是世  
 話ニ相成候得共埒明不申右ニ付伊□□同道ニ而吉  
 平義帰国伊三郎義も帰宅仕候右之訳合ニ御座候得  
 ハ掛合毎ニ□□□正直成申分無之只月限を延迄之  
 手段と奉存候ニ付一向いたし候方無御座候間御願  
 申上候茂奉恐入候得共御慈悲之以御憐愍相手方之  
 もの共御呼出し被成下御糺し之上早々縮面代銀相  
 渡□様被為仰付被成下度幾重ニ茂御願之程奉願上

候以上

但馬國出石郡坂野村

宇右衛門

坂野百姓代

訴訟人

与七郎

同国同郡口藤森村

同村庄屋

天保四年

訴訟人惣代

平左衛門

巳ノ五月

用助

同村百姓代

松平伯耆守様

儀兵衛

宮津

同村組頭

御役場

宇兵衛

(岡田家文書)

同村庄屋

これは丹後国与謝後野村飛脚米屋伊三郎が口藤森村用助外三名の縮緬五拾疋、坂野村吉平取次分の縮緬五拾疋、合計百疋の縮緬を京都の間屋へ納入するよう委託されたが、伊三郎は間屋へ納めず横領し、宮津藩松平伯耆守様御役場へ訴え出られた訴状である。

また其後二四年、安政四巳年二月(八五)矢根組六カ村惣代木村庄屋吉右エ門から生野代官所へ届出た口矢根村外五カ村の産物取調書上帳によれば、

安政巳年二月

産物取調書上帳

出石郡

口矢根村

外五ヶ村

捌申候

末

一、絹糸三拾抱 右同断

一、同五拾貫目

前同断

但老貫目二付平均式

奥矢根村

拾五匁

一、絹糸三拾抱 右同断

一、同六拾貫目

匁

木村

但老貫目二付平均式拾五

末

一、絹糸四拾抱

但老抱糸目式百目直段ノ儀

此目方八メ匁

ハ七拾五匁百十五匁ニ売拂申

候 尤直段相場不同之年柄ニ御

座候中山村又ハ丹後ノ国ニモ売

捌仕候

口矢根村

一、繭目方八拾貫目

但老貫目付平均式五匁

是ハ村内ニテ糸ニ仕立中山村又ハ丹後国ヘ売

末

一、絹糸三拾六抱 右同断

唐川村

前同断

一、絹糸拾式抱 右同断

太田市場村

一、同三拾貫目

但式貫目二付平均式拾五

匁

前同断

一、同三拾貫目 但老貫二付平均式拾五匁

前同斷

是も最寄村々々糸買入緋ニ織立テ京都寺売捌  
申候

末

一、絹糸四拾五抱

中山村

右者私共村々産物産業并小細工翫物類ニ至ル迄取  
調可奉申上旨被仰渡候付取調候處年々不同者有之

一、繭目方六拾貫目 但老貫目二付平均式拾五

匁

候得共去辰年老々年凡売出シ方書面之通り之外可  
書上品無御座候 以上

是者村内ニ而糸二仕シ緋ニ織立テ京都寺売捌

右村々惣代

申候

木村庄屋

末

吉右衛門

一、絹縮面千反 但老反二付糸目七拾匁是ハ最寄

安政四巳年二月

村々糸買入織立京都へ登売

生野

捌二仕候

御役所

一、緋五百反 但老反二付平均三拾五匁

とある。

前記訴状の縮緬の高や、産物取調書上帳の中山村の項、絹縮緬千反、緋五百反から推して、当時農業の傍副業として但東町にも縮緬機業が浸透し、機の台数も可なり多くなり、太田川を挟んだ村々から箴音が賑やかに響いていたように思われる。

また、他面しばしば儉約令が出され、村方から請書を差出しているが、その例外もあったようにみられる。安政五年(二八五)二月、木村の医師正達後家みる宅裏の土蔵に盗人が押入り、衣類など盗み取られ、生野代官所へ訴え出た盗品届の中に、

一、花こん水色こもち岸鶴綿入壱ツ  
但花色絹裏とも袖口

一、小紋片面絹 壱反

一、黒絹 壱反

一、紫中形縮緬 壱丈八尺七寸

一、白縮緬 壱丈

一、黒絹 頭布 壱ツ

一、水色かいき 両口 壱ツ

一、茶色筋入はかた 男帯 壱ツ

がある。庄屋、地主などの富裕な家庭では、半ば公然と購ひ、衣服に仕立てていたのではなからうか。

## 2、藩政下の副業奨励

出石藩はその産業振興政策として各種の副業を奨励したことは「校補但馬考」にも記されているが、その一つに「出石鼻緒」の製作があった。これらの副業は管下に奨励されたが、「佐古文書」によるとこの下駄

の鼻緒の製作は奥藤の極楽の協同事業として行われ、その製品は、明治中期頃まで出石町で販売されたといわれている。このような農家の副業は、手間の多い、純朴な農山村の人々によって行われ、冬期等の藁仕事に加えて行われたものと思われる。それが奥藤部落のような、丹後国境の山村で守り継がれてきたという記録の中に、上からの藩の命令や奨励事項を忠実に、親から子へ伝えて来た山村の善良さと素朴さを窺い知ることが出来る。

「その鼻緒製作は、棕櫚（しゅろ）の荒を漂して純白に仕上げ、明治の中頃は出石町内の各店に販売され、名産のひとつとして流行したが、極楽では出水重吉一家を中心に昼も夜も製作し、夜業は深夜に及んだ。そのおやつとして、どの家からも里芋（さといも）を栽培して、それにあてたという。

その慣習が今も残ってか、里芋づくりは家庭消費以上に増殖し、昔を物語るものになっている」

（「佐古文書」）

その下駄も鼻緒も今は過去の思い出となってしまうが、雨や雪の多い但東町で下駄は重要な庶民の履物で、そのぬれて切れ易い鼻緒をしゅろで作ることが奨励されたのである。

### 三、酒造業の発達と酒造出稼ぎ

安永・天明年間（七七一～八〇）従来アウトサイダー的な存在であった灘目三郷の「在方」酒造業は、漸く先進地である伊丹、池田などの酒造業をはるかに凌駕し、「江戸積泉一二郷」の有力な存在に成長した。この時期における灘地方の江戸入津樽数は、天明六年（七六六）には灘目三郷が三五万七千余樽を記録し、これを玄米

量に換算した造石高は約一三万八千石となった。灘酒造業の発展要因として①幕府が酒造政策に力を入れたこと②西摂灘目農村における農村構造の変質とそれに基づく在方商人が成長して資本の蓄積が進んだこと③灘酒造業の酒造技術が改良され、生産力が増したこと等によるものであった。

しかし現在隆盛を極めている灘の酒造業は、経営面積の狭いこの地方の農民が酒造業に転化したもので、農民的貨幣経済の発展によつた繁栄を迎えたものといえる。その技術的原因としては摂津地帯が良質の米を産し、西の宮等良質の水が豊富であつたこと、この地方が海岸線に位置し、早くより廻船業を中心に、在地問屋が生れ、酒造業に有利な立地条件にあつたこと等が注目される。

すなわちのちに灘酒造業の中心地をなす、村高三八〇石の御影村西組（上灘中組に属す）の場合、寛文四年（一六六四）にはすでに三反以下の零細高持層が圧倒的に多く、（約九〇％）それに無高百姓を加えると、農民の大部分が農業生産のみでは生活を維持してゆくことができず、農業以外の農閑期余業に依存しなければならぬ状態であつた。一方高持上層部の動きをみると、寛文年間（一六六一～七三）一町四畝であつた魚屋治郎太夫が、元禄一一年（一六九〇）にはこの村最高の五町三反の高持ちに上昇している。そしてこの生魚屋のちに材木屋、さらに嘉納と屋号を改め、灘有数の酒造業者に成長している。結局今の灘五郷の酒造地も近世においては海岸べりの農村であつたのである。そして同じ兵庫県この縁もゆかりもない農村が、全国一の酒造地として発展しはじめるに至つて、丹波但馬はその酒造労働の給源として、密接な関連をもつようになる。歴史の運命というべきであろう。

酒造出稼ぎについても、余り古い記録や文書は残っていない。また丹波の杜氏に対し、但馬とくに但東町

はいわゆる蔵人といわれる酒造労働者として出稼ぎにゆく者が多く、その意味では播州や丹後よりも職階が低く、低い所でそれら出稼先進地と互に関連をもちつつ、次第に冬期「百日稼」の給源としての但東町の地位が浮び上ってきたものといえる。

この酒造労働も古い伝統の世界で、極く最近漸く機械化装置化も進み、労働組織も近代化されたが、その直前まで近世後期に確立された労働組織がずっと踏襲されて来たのである。例えば酒人といわれる酒造労働の職階は、酒造技術主任であり、責任者である杜氏を中心に、頭、衛門、配廻り、道具廻し、釜屋、上人、中人、飯焚に分れていた。これは酒造作業工程の責任者の呼名でもあった。普通千石造りで、一蔵当りの労働力は一三人が単位となり、その賃金も、杜氏を除いて日割計算で計算された。もちろん職階に応じ年令差したが、経験年数差もあったが、日給に格差があった。酒造業は酵母菌の繁殖が低温で行われるため冬の仕事になり、一二月頃から翌年まで凡そ三ヶ月の間に行われ、住み込み食事付きであったが、深夜業もあり、かなりの重労働であった。しかも灘酒造の場合は、杜氏の請負仕事の一面をもっており、その作業の特殊性もあって、一日の労働時間が長く、前途のように深夜業があり、休日がなかった。そのため百日稼ぎといわれ一般に蔑視された。しかしそれでも小作人や奉公人の労働力に依存した寄生地主型の地方の酒造業と比較すると、その当時でもむしろ企業的で、江戸積みし在方商人型酒造業の特質がみられた。そして、農閑期とくに積雪地帯の出稼農民に依存した酒造業が現代も続いて繁栄するのであるが、但東町民の中にも、この時代としては余り人数は多くなかったが、世襲的に酒造出稼ぎに出掛ける家もあった。その基礎的關係は既に近世後期から初まったといえる。当時 資料がなかったので、最近の事情を次頁にかかげた。



図表39 昭和50年の季節労働者数

別	阪神方面	京都市	その他	計	内 訳		
					合 橋	高 橋	資 母
酒 造	121	15	16	152	51	53	48
その他	22	15	11	48	20	17	11
計	143	30	27	200	71	70	59

注・住民課調査による

- ・昭和40年前後は総数約400人内  
 酒 造 200人  
 その他 200人  
 を示している。

酒造出稼ぎ悲話

大正一五年一二月一七日養父郡伊佐村（現八鹿町）の伊佐橋から自動車が転落し、同乗者全員即死または重傷したことは、農閑期酒造出稼の悲劇として大きな話題を呼んだ。資母当局は村葬に準じた公葬を行い、その霊を弔らった。

〃 重傷	〃 〃	〃 〃	即死
〃 〃	〃 〃	〃 〃	畑山
羽尻周太郎	小牧禎治郎	小西 春喜	小西 鉄雄
		今本 繁藏	

